

(仮称) おいらせ町防災基本条例 第3回策定委員会 会議記録

日 時	平成26年3月17日(月) 14:00～16:00	
場 所	おいらせ町役場 本庁舎 2階 庁議室	
出席者	委員氏名	(出席人数: 10名) 橋洋介委員長、山崎斉副委員長、椛澤妙子委員、立花亨委員、畑紀子委員、柏崎美幸委員、小向彰一委員、三村良七委員、板井誠委員、立花悟委員 (欠席人数: 2名) 久保田良一委員、菊地富枝委員
	事務局	(まちづくり防災課: 3名) 課長 中野重男、課長補佐 西館道幸、主任主査 岡本啓一
次 第	1 策定委員長あいさつ 2 会議 ① 条例の組み立て ② 策定委員会要綱の一部改正について ③ 次回の日程等 3 その他	
配布資料	・第3回策定委員会本資料 (参考資料) ・滋賀県大津市防災対策推進条例	

概 要	
修 礼	(修礼により開会)
1 委員長あいさつ	東日本大震災から3年が経過したが、復興へ至る道の先はまだ長いと感じている。東日本大震災のような大きな自然災害を人間が完全に防ぐことは不可能であるが、減災の取り組みによって、被害は極力抑え込むことは可能であると思う。当基本条例も、そのような考えに基づいて作られるべきものと認識しているので、委員の皆さんのご協力をお願いしたい。
2 会議	(1) 前文について 条文全体の内容について言及するため、条例文全体の構成が整ってから再度検討する。
① 条文案の検討について	(2) 第1章(総則)第1条(目的)について おいらせ町の復興の理念にもある、「減災」というキーワードがある岡崎市の例を参考にベースに文案作成する。
	(3) 第1章(総則)第2条(定義)について 「自主防災組織」の定義について、法律の引用ではなく条例文の中で規定する。
	(4) 第1章(総則)第3条(基本理念)について 「自助」、「共助」、「公助」の理念が明確である秋田市の防災基本条例をベースに文案作成する。
	(5) 第1章(総則)第4条(地域防災計画への反映)について 文案作成を事務局に一任する。
	(6) 第1章(総則)第5条(町民の責務)について ・「減災」というキーワードを盛り込む。 ・建築物、工作物の安全確保について規定する。 ・家具の転倒防止について規定する。 ・出火の防止について規定する。 ・救難救助、応急手当等について作成する。一文にまとめられている岡崎市の

概 要	
	<p>例を参考に文案作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水、食糧、日用品等の確保・備蓄について大津市の例を参考に規定する。</li> <li>・避難の経路、場所、方法の確認について秋田市の例を参考に記載する。</li> <li>・災害対策活動への参加協力について規定する。</li> <li>・防災情報の入手、防災訓練・講習会への参加について規定する。</li> <li>・災害に関する教訓、先人からの伝承の後世への継承について規定する。</li> </ul>
	<p>(7) 第1章（総則）第6条（事業者の責務）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者には「責務」という体裁ではなく、防災対策を行う上での留意事項という位置づけとする。</li> <li>・従業員に習得させる、防災に関する「技術」の程度を事務局で確認の上文案に盛り込むことを検討する。</li> <li>・「～しなければならない」という表現は強すぎる。大小すべての企業を網羅する文案にするためには、「～に努めなければならない」等の柔らかい表現に努める。全体的な表現は板橋区の例を参考にする。</li> </ul>
	<p>(8) 第1章（総則）第7条（町の責務）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画等の各種計画が定められているため、理念的な表記内容に留める。</li> <li>・町と自主防災組織の関わりについて、表現方法を検討する。</li> <li>・板橋区と港区の例を参考に規定する。</li> </ul>
	<p>(9) 第1章（総則）第8条（職員の責務）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に具体的な行動の指針が示されているため、簡易な表記に留める。</li> </ul>
	<p>(10) 第1章（総則）第9条（議会の責務）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡崎市の例を参考に具体的に規定する。</li> </ul>
	<p>(11) 第2章（予防対策）第10条（情報の収集及び提供）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大津市の例を参考に規定する。</li> </ul>
	<p>(12) 第2章（予防対策）第11条（自主防災活動の推進）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大津市の例を参考に規定する。ただしボランティアコーディネーターについて規定する。</li> </ul>
	<p>(13) 第2章（予防対策）第12条（災害時要援護者への配慮）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡崎市、大津市の例を参考に規定する。</li> </ul>
	<p>(14) 第2章（予防対策）第13条（防災に関する教育）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育について記載する。</li> <li>・岡崎市条文の第1項と第2項を要約して規定する。</li> </ul>
	<p>(15) 第2章（予防対策）第14条（防災訓練）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港区の例を参考に規定する。</li> </ul>
	<p>(16) 第2章（予防対策）第15条（広告物等の落下防止等）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6条（事業者の責務）に規定し、個別条文としての規定はしない。</li> </ul>
	<p>(17) 第2章（予防対策）第16条（浸水の防止等）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別条文としての規定はしない。</li> </ul>
	<p>(18) 第2章（予防対策）第17条（雨水の流出抑制）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別条文としての規定はしない。</li> </ul>
	<p>(19) 第2章（予防対策）第18条（文化財等の保護）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別条文としての規定はしない。</li> </ul>
	<p>(20) 第2章（予防対策）第19条（協定の締結）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市の例を参考に規定する。</li> </ul>
	<p>(21) 第2章（予防対策）第20条（ボランティア活動の推進）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港区の例を参考に規定する。</li> </ul>
	<p>(22) 第2章（予防対策）第21条（高層住宅等の震災対策）について</p>

概 要	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別条文としての規定はしない（該当施設なし）。</li> </ul>
	<p>(23) 第2章（予防対策）第22条（業務継続計画）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港区を参考に規定する。</li> </ul> <p>（続きは次回以降検討）</p>
② 策定委員会 要綱の一部 改正について	<p>（仮称）防災基本条例策定委員会要綱では、策定委員の任期を平成26年3月31日までとして規定していたが、いまだ検討作業半ばの段階であるため、委員の任期を1年間延長し平成27年3月31日を任期の終期とする一部改正を行うこととする。</p>
③ 次回の日程 等	<p>次回の会議日程は、5月から6月上旬での開催を軸に調整する。</p> <p>次回の会議において、本日終えることができなかった第3章以降の検討を行う。</p>
3 その他	<p>（事務局より）</p> <p>条例文案そのものは後日事務局で作成するので、次回以降の会議においては、条文に盛り込んで欲しいキーワード等の意見を出してほしいと思います。</p>
修 礼	<p>（修礼により閉会）</p>